

議会受付番号	文書質問第 15 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長 (健康福祉部 高齢者いきいき課) (健康福祉部 福祉総務課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 15 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 理事 西崎猛之氏が理事長を務める社会福祉法人鎌倉静養館に対する鎌倉市からの公金の流れ（金額、内訳）、市が把握する国、県からの公金の流れ（金額、内訳）、委託、補助があれば申請内容、契約内容は如何か。

又、鎌倉市が把握する最新の全理事を明らかにせよ。

### 2 質問の理由

平成 29 年 2 月定例会に於いて、必要に応じて予算の組み替え等を求める準備がある為。

### 3 答弁

社会福祉法人鎌倉静養館（以下「静養館」という。）は、複数の介護保険事業所を運営しており、本市の被保険者に対して提供した介護保険サービスの内容に基づき、介護給付費を支払っています。その金額及び内訳は、別紙 1 のとおりです。

市が静養館に委託している業務としては「地域包括支援センター運営事業委託」及び「要介護認定調査委託」があり、委託料の支出状況及び契約内容は、別紙 2 のとおりです。

市が行った補助として、静養館が運営する「小規模多機能型居宅介護事業所 材木座あじさいの家」において平成 27 年度にスプリンクラー設置工事を行った際に、その費用を補助しました。補助金額等は、別紙 3 のとおりです。

その他、市が静養館に支払いを行った内容として、介護保険給付である住宅改修費の申請に必要な「理由書」を作成したことに対して支払う手数料があります。その金額及び内訳は、別紙 3 のとおりです。

なお、国・県から直接静養館に対して支払われた内容については把握していません。

また、鎌倉市が把握する最新の全理事は、以下のとおりです。（平成 28 年 7 月 1 日現在）  
西崎猛之、森研四郎、背山静子、小見山浩美、長野邦子、塚越敏夫、田中英雄